

なお生活困窮の状況が続いている皆さまへ

— 自立相談支援機関へのご相談と貸付期間の延長のご案内 —

総合支援資金特例貸付を利用し、なおも生活困窮の状況が続く方は、自立相談支援機関でのご相談や継続的な支援を受けることにより、原則3か月までとする貸付期間を延長してご利用できる場合があります。

貸付延長となる方

貸付延長となる方は、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯が、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関による支援を受ける場合であって、令和3年3月末までに初回貸付を申請した方です。

※貸付延長の取扱いは次のとおりです。

※延長申請は1回限りです。すでに延長申請の手続きをしている方は今回の延長の対象となりません。

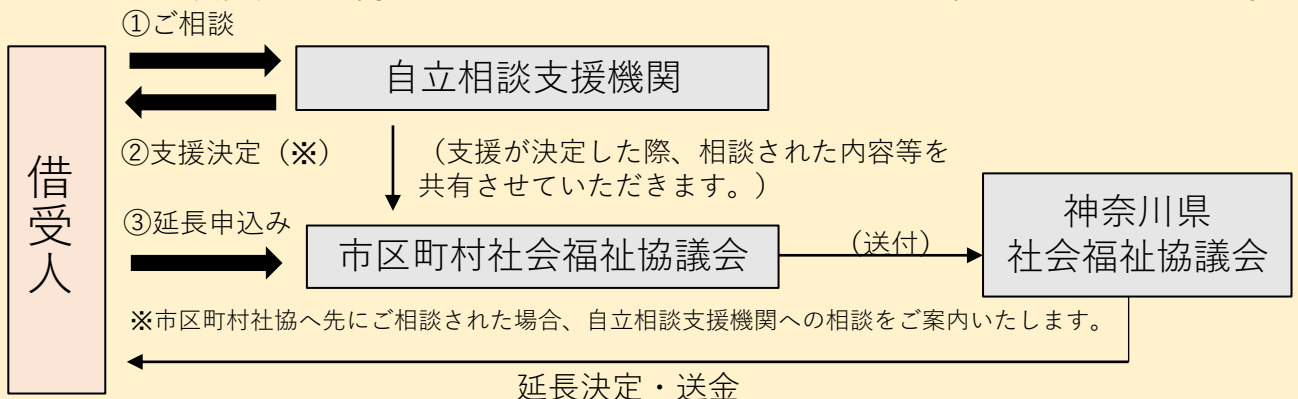
※延長申請には所定の審査がありますので、審査の結果、貸付の延長ができない場合があります。

10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
初回	初回	初回	延長	延長	延長						
なし	初回	初回	初回	延長	延長	延長					
なし	なし	初回	初回	初回	延長	延長	延長				
なし	なし	なし	初回	初回	初回	延長	延長	延長			
なし	なし	なし	なし	初回	初回	初回	延長	延長	延長		
なし	なし	なし	なし	なし	初回	初回	初回	延長	延長	延長	
なし	なし	なし	なし	なし	なし	初回	初回	初回	延長	延長	延長

※ただし、3月中に初回貸付の申請をし4月～6月の貸付を希望する方の延長貸付の受付は令和3年6月末までとなります。

手続きの流れ

総合支援資金の特例貸付の貸付延長に関する手続きの流れです。



住宅、仕事、生活などのお困りごとについて、生活困窮者自立相談支援機関にご相談ください。